

大月市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

2018年2月1日

大月市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大月市は、総面積の87%を森林が占めるため、中山間地域に点在する農地が多く、自家消費のみで販売農家が少ない点などから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では、養蚕業が隆盛時に桑畑であった農地が山林化する事例や、鳥獣被害による耕作の放棄、高齢化と後継者不足などの原因により、遊休農地が発生し問題とされていることから、その発生防止・解消に努めていく。一方、首都圏に近く鉄道や高速道路の交通の便が良いことから首都圏からの新たな担い手への農地利用の集積・集約化を図るなど、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、新たな担い手探しと活力ある農業・農村を築くため、農地法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大月市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (2017年3月)	1,207 ha	124 ha	10.3%
3年後の目標 (2020年3月)	1,195 ha	110 ha	9.2%
目 標 (2023年3月)	1,180 ha	100 ha	8.5%

注1：遊休農地面積は、農業委員会が行う農地利用状況調査から集計

注2：管内の農地面積＝耕作面積＋遊休農地面積＋再生困難農地面積

(2017年3月値＝ 273 ha + 124 ha + 810 ha)

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査と利用意向調査を行い、相談活動や地域の集会に参加し、農地の利用調整を積極的に行う。
- ② 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ③ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ④ 違反転用については、適宜指導するとともに関係者に書面指導するなどを行い適正な処置を行う。
- ⑤ 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて慎重に「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	集積対象面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (2017年3月)	397 ha	5 ha	1.3%
3年後の目標 (2020年3月)	392 ha	10 ha	2.6%
目 標 (2023年3月)	387 ha	15 ha	3.9%

注：集積対象面積は、耕作面積と遊休農地面積の合算値である

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地等についてリスト化を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
- ② 守るべき農地を明確にし、意欲ある新規就農者や後継者に対し農地の集積化を促進するよう努める。また、農地中間管理機構が借受できない農地については、市と連携し借り受け希望者に対し利用権設定ができるよう努める。
- ③ 地域の座談会等に出席し、農業者の意見を集約し、担い手への集積に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （2017年3月）	0人 （0ha）	0法人 （0ha）
3年後の目標 （2020年3月）	10人 （2ha）	2法人 （2ha）
目 標 （2023年3月）	20人 （4ha）	4法人 （4ha）

現状の値は、2016年度の実績値である

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 山梨県、全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、移住希望者等に対し、PRを行い移住とともに就農できる体制を整える。
- ② 市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努める。
- ③ 企業及び法人の農業への参入を推進し、農地中間管理機構を活用し大規模な農地の集積化を図る。
- ④ 新規就農者が農業に参入しやすいよう、下限面積について検討し、見直しを図る。
- ⑤ 農業委員及び推進委員は、新規就農者（個人及び法人）の地域への受け入れ条件の整備を行い、相談、指導を積極的に行う。